



このニュースは、JR小岩駅周辺地区まちづくりについて地区のみなさんに広くお知らせをするため、南小岩七丁目20番から23番、24番の一部、25番の一部、26番の一部、27番から30番、31番北側地区に配付しています。

## 事業計画案の縦覧について【再開催】

南小岩七丁目土地区画整理事業の事業計画決定（事業認可）手続きに伴う事業計画案の縦覧については、4月11日から4月24日に行いましたが、今般、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が解除になったことから、裏面のとおり再度事業計画案の縦覧を開催いたします。

前回と同様に、南小岩七丁目土地区画整理事業の事業計画案を閲覧することができ、当事業の利害関係者で事業計画案にご意見がある方は、東京都知事宛に意見書を提出することができます。



南小岩七丁目土地区画整理事業区域  
約4.9ha

事業認可予定範囲です



- ・事業認可とは・・・施行地区、設計の概要、施行期間、資金計画などを定めた事業計画を東京都知事から認可してもらうことです。事業認可されると事業が本格的にスタートします。
- ・縦覧とは・・・ここでは、事業計画内容を閲覧することを言います。

配布と郵送で同じものが2通届く場合がありますが、ご了承下さい。

# 事業計画案 再縦覧の詳細

- 縦覧期間 令和2年6月15日(月)から6月28日(日)  
午前8時30分から午後5時
- 縦覧場所 江戸川区 都市開発部 市街地開発課  
(江戸川区中央1-4-1 江戸川区役所第三庁舎)  
03-5662-0804  
  
JR小岩駅周辺地区まちづくり相談事務所  
(江戸川区南小岩7-28-11)  
03-5694-2751  
のみ土曜日、日曜日も縦覧が可能です。
- 意見書提出期間 令和2年6月15日(月)から7月12日(日)  
持参の場合は午前9時から午後5時  
(土曜日、日曜日を除く。)  
郵送の場合は消印有効。
- 意見書提出先 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1  
東京都 都市整備局 市街地整備部 区画整理課  
公共区画整理担当(東京都庁第二本庁舎11階)  
03-5320-5444

緊急事態宣言が解除されましたが、マスク着用など感染防止対策をした上でお越しいただきますようご協力をお願いします。

何かご不明点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

## お問い合わせ先

江戸川区都市開発部市街地開発課事業係 【電話】03-5694-2751(直通)

江戸川区公式ホームページではJR小岩駅周辺地区のまちづくり情報を掲載しています。  
公式ホームページ <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/toshikeikaku/chiki/koiwaekishuhen/>

